

事業本部普及部運営規則

(総 則)

第1条 この規則は公益財団法人日本スケート連盟（以下「本連盟」という。）定款細則第12条、第15条および第16条の規程により設置された普及部に関する事項を定める。

(普及部委員会)

第2条 この部は普及部委員会（以下「委員会」という。）を組織し、本連盟の普及事業の次の事項に関して審議し、必要な事項を事業委員会（事業本部）に具申し、事業本部として執行するものの運営にあたる。

- (1) 都道府県加盟団体の普及活動を助成する。
- (2) 一般スケーターに対し正しい基礎的技術を指導するとともに必要な資料の作成およびスケートの各種科学的研究、調査活動を行なう。
- (3) 組織的、計画的な普及活動を促すため関係団体諸機関との連絡調整を行なう。
- (4) 指導員の認定資格基準の立案および認定指導員の申請を行ない、各関係団体機関に講師、指導員の派遣等を行なう。
- (5) その他一般スケーターの普及事業に関する一切の事項

(委 員)

第3条 委員会には次の委員をおく。

部長 1名

副部長 1名

常任委員 5名（総務、規約、技術その他必要な役務を担当する）

ブロック代表委員 15名以内

北海道地区2名 東北地区2名 関東地区3名

中部地区2名 関西地区2名 中四国地区2名

九州地区2名

ただし、ブロック代表委員で常任委員を兼務することはさまたげない。

(委 嘱)

第4条 委員の委嘱は次の通りとする。部長、副部長および委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(部長、副部長の職務)

第5条 部長および副部長の職務は次の通りとする。

- (1) 部長は普及部を統括し委員会の議長を務める
- (2) 副部長は部長を補佐し、部長が不在の場合は部長を代行する。また、委員会で部長が欠席の場合は部長に代わって議長を務める。

(業務分掌)

第6条 委員の業務分掌は次の通りとする。

1. 総務
 - イ) 部長の指示により委員会の議案の作成
 - ロ) 委員会の議事録の作成
 - ハ) 小委員会、運営委員会の議事録の作成
 - ニ) 財務、広報に関する事項
 - ホ) その他どこの担当にも属さないすべての事項
2. 規約
 - イ) 諸規則、規約に関する一切の事項
 - ロ) 指導員の審査、試験に関する事項
 - ハ) その他規約および指導員に関する事項で委員会の定めた一切の事項
3. 技術
 - イ) 指導員、準指導員の指導技術の向上に関する事項
 - ロ) 指導員、準指導員の育成
 - ハ) 指導技術の向上のための研究調査
 - ニ) 指導技術の交流に関する事項
 - ホ) その他指導技術に関する事項で委員会の定めた一切の事項
4. ブロック代表
 - イ) 担当ブロック加盟団体普及部と委員会との連絡調整
 - ロ) 担当地区で開催される指導員講習会ならびに準指導員講習会の連絡調整、企画運営およびこれに関する一切の事項
 - ハ) ブロックでの研修会の把握調整

(任期)

第7条 委員の任期は原則として本連盟の理事と同一とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員が生じた場合には欠員者の残任期間を限度として委員を補充することができる。

(全国普及部長会)

第8条 委員の部長は委員会を円滑に運営するため、少なくとも年に1回委員会に加えて本連盟に加盟する団体の普及部長を招集し、次の事項の一部または、全般に関して報告すると共に必要な事項を審議する。

- (1) 本規則第2条各号に関する事項
- (2) 部長候補の推薦
- (3) 部長候補によって推薦された副部長、常任委員各候補の承認
- (4) ブロック代表の普及委員候補の推薦
- (5) その他必要な事項

(小委員会、運営委員会)

第9条 この委員会に委員会の議決を経て、委員会の事業または業務を遂行するため、必要な小委員会または運営委員会を別途設けることができる。

昭和60年 3月12日施行

平成19年 7月26日改正

平成24年 7月 2日改正